

和木町男女共同参画推進計画

平成 29 年（2017 年）3 月

山口県 和木町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 計画策定の社会的背景	3
1. 国の動き	3
①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定	3
②「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正	3
③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正	3
④「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正	3
⑤第4次男女共同参画基本計画の策定	3
2. 県の動き	4
①元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプランの策定	4
②山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	4
③やまぐち産業戦略推進計画の改定	4
④山口県配偶者暴力等対策基本計画の改定	4
⑤男女共同参画に関する県民調査の実施	4
第3章 本町を取り巻く状況	5
1. 人口・世帯数の状況	5
①人口・世帯の推移	5
②人口動態	6
③年齢人口の推移	6
④婚姻件数等の推移	7
2. 家庭の労働状況	8
①世帯の状況	8
②就労状況	9
③女性の年齢別就業率	9
第4章 基本目標と計画の体系	10
基本目標	10
①男女がともに能力、個性を發揮できる地域社会づくり	10
②男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	10
③安心して生活できる社会づくり	10
計画の体系	12
第5章 施策の展開	13
基本目標1 男女がともに能力、個性を發揮できる地域社会づくり	13

①意思決定の場への女性の参画促進	13
②男女均等な雇用機会と待遇の確保及び女性の就労支援	15
③地域における男女共同参画の推進	16
④仕事と生活の調和の推進	18
⑤働く場における男女共同参画の推進	20
基本目標 2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	22
①男女共同参画の意識啓発	22
②男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	22
基本目標 3 安心して生活できる社会づくり	25
①男女間における暴力や犯罪行為の根絶	25
②生涯を通じた男女の健康づくりの推進	28
③安心して暮らせるための福祉の充実	30
資料編	32
1. 用語の説明	32
2. 関係法令	35
男女共同参画社会基本法	35
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	40

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

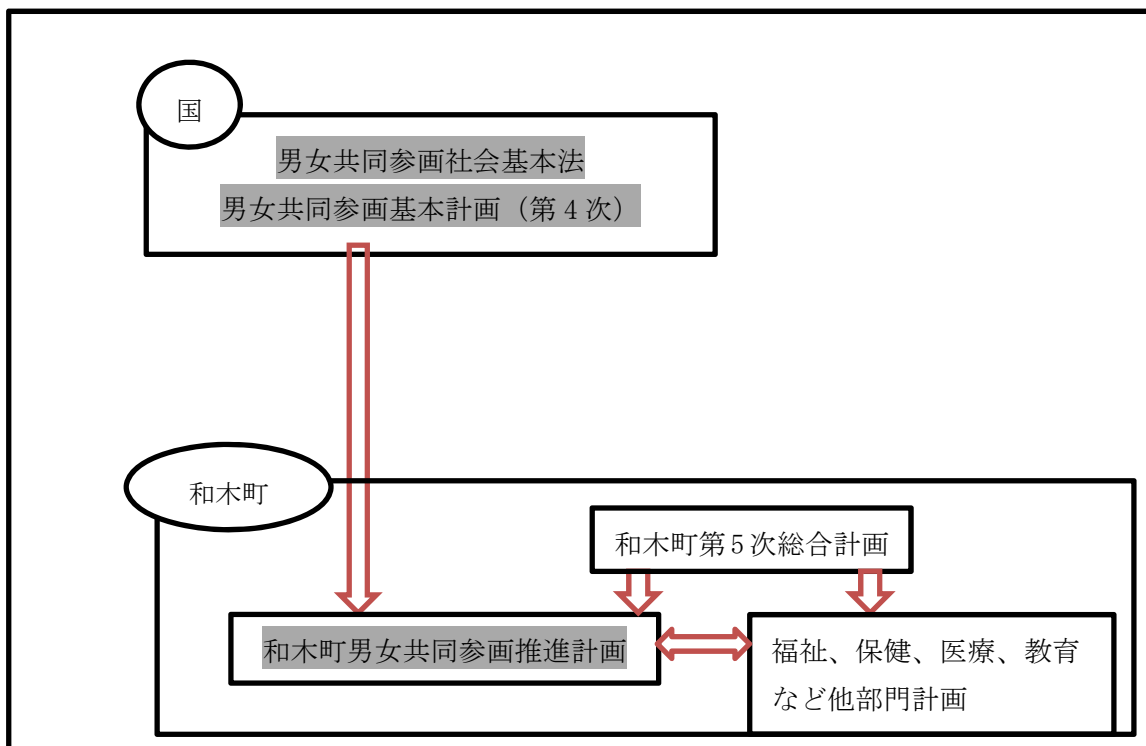
和木町では、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場で、性別等に関わり無く、人権が尊重され、全ての人々がともに支え合い、認め合い、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成していくために、「和木町男女共同参画推進計画（平成23年3月策定）」に基づき、男女共同参画社会の各種取り組みがより一層効果的なものとなり、今後の継続した各種課題の改善、解決を目指してきました。

しかし、平成27年度でその計画が終了すること、そして、人口減少・少子高齢化の進行、家庭環境の変化、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}」の制定など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等の変化に、弾力的に対応する必要があることから、基本計画の取組の見直しを実施するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法^{*}」に基づき策定するものであり、本町における男女共同参画社会の形成に向けた施策についての基本計画です。

また、男女共同参画社会の形成は本町における重要施策の一つであるため、本町における取組の継続性を保てるように、「第5次和木町総合計画^{*}」との整合を図りつつ、本計画をもとに男女共同の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合性を確保するものです。



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年（2020 年度）までの 5 年間とします。

ただし、国、県の動向や社会情勢の変化及び計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

第2章 計画策定の社会的背景

1. 国の動き

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

我が国における急速な少子化高齢化の進行、国民の需要の多様化等を踏まえ、職業生活を営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することで、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年9月に制定・施行されました。

②「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法^{*}」が平成26年4月に10年間延長・改正されました。

今回の改正により、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な事業者に対する特例認定制度が創設されました。これにより、一層の仕事と家庭の両立支援等の取組の推進・強化が図られたところです。

③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

配偶者からの暴力の現状に的確に対応するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{*}」が改正され、平成26年1月に施行されました。これにより、配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含まれることになりました。

④「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

近年のストーカー行為^{*}等の実情を踏まえ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律^{*}」が改正され、平成25年10月に施行されました。これにより、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等に努めなければならないことが明記されました。

⑤第4次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月策定）が改訂され、第4次男女共同参画基本計画として平成27年12月に閣議決定されました。

国の第4次男女共同参画基本計画(基本的な考え方)の概要

- 根拠法令 男女共同参画社会基本法第13条
- 策定年月日 平成27年12月

○目指すべき社会

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ・男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

2. 県の動き

①元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプランの策定

新たな県政運営の指針として、山口県の現状と課題を的確に把握し、今後県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、その基本方向に沿って取り組むべき具体的な施策を掲げた実行計画として、平成 27 年 3 月に策定されました。

②山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」のうち、産業、地域、人材の活力に関係する施策を重点的に絞り込み、人口減少の克服に向けた実効性のある地方創生の取組を推進するため、山口県の実情に応じた目標と具体的な施策を掲げた実践的な計画として、平成 27 年 10 月に策定されました。

③やまぐち産業戦略推進計画の改定

山口県の強みを活かした、成長分野の産業に重点的に取り組む施策を推進する計画として策定された「やまぐち産業戦略推進計画」において、「産業を支える女性の活躍推進」の項目を新たに追加した第一次改定版が平成 26 年 7 月に策定されました。

④山口県配偶者暴力等対策基本計画の改定

「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」の改定及びこれまでの山口県の配偶者暴力対策の取組状況やその結果の検証を踏まえて、「第 4 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が平成 28 年 3 月に改定されました。

⑤男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、20 歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」が平成 26 年 9 月に実施されました。

第3章 本町を取り巻く状況

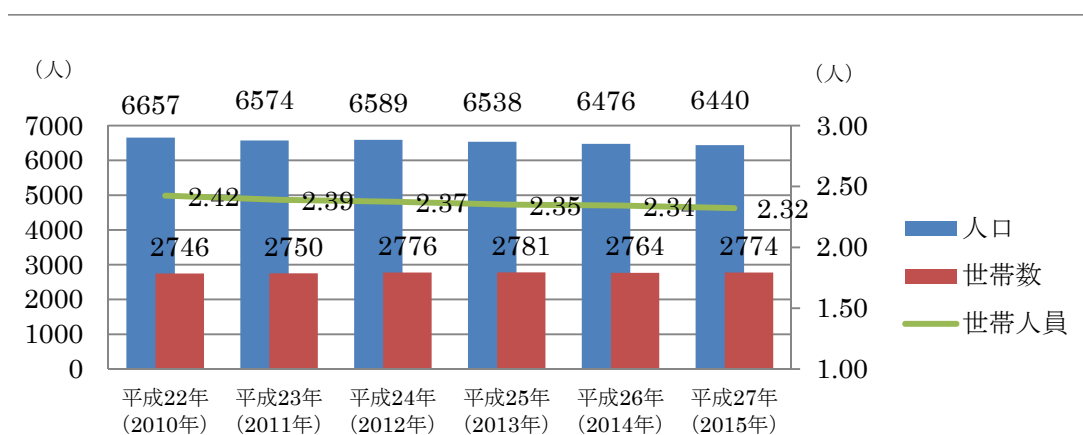
1. 人口・世帯数の状況

①人口・世帯の推移

平成27年（2015年）3月現在、本町の人口は6440人、世帯数は2774世帯となっています。1世帯当たりの人口数を示す「世帯人員」は、平成22年の2.42人から2.32人へと減少し、緩やかに小家族化傾向にあります。

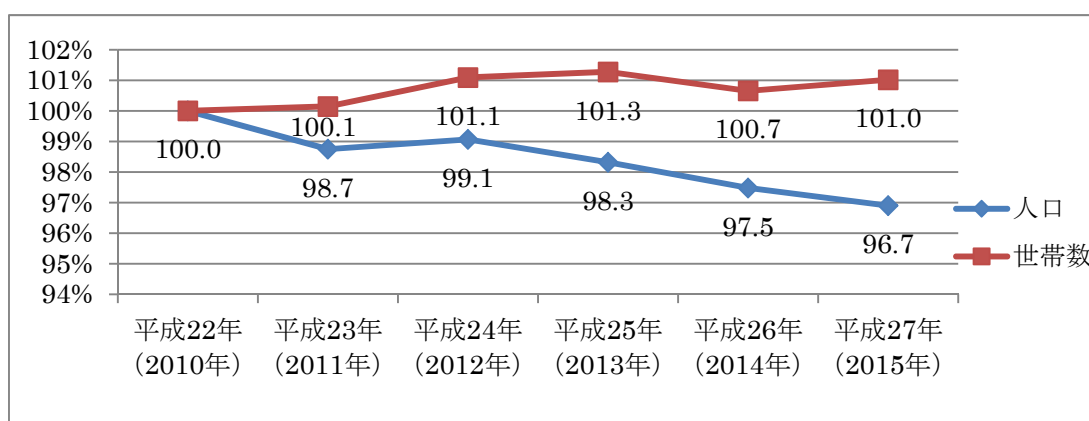
これは人口の減少傾向に対して、世帯数が微増傾向にあることが要因となっています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録各年3月末現在

平成22年（2010年）を100%とした場合の人口・世帯数の伸び率



資料：住民基本台帳及び外国人登録各年3月末現在

②人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、近年では、出生・死亡からみる「自然動態」は横ばいを示しています。つまり死亡人数と出生人数は均衡状態にあります。

転入・転出からみる「社会動態」は、近年では転出が転入を上回り、マイナスが目立っています。

人口動態の推移

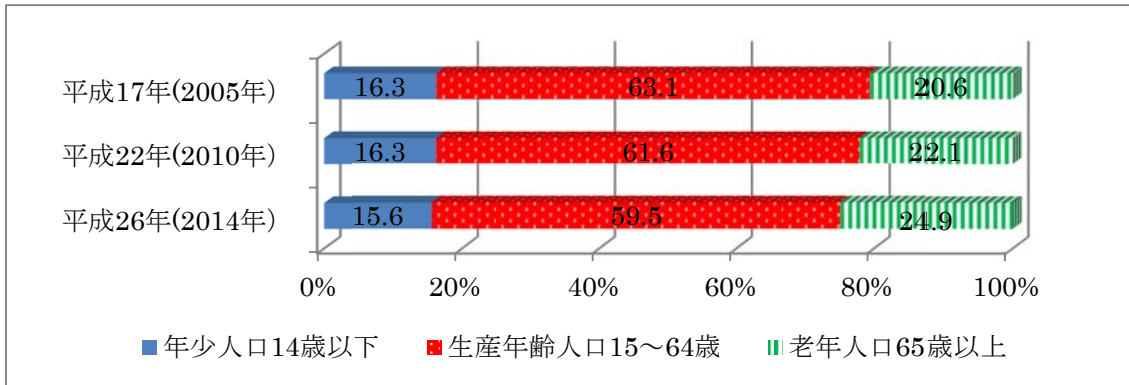
			自然動態			社会動態	人口動態(合計)
	出生	死亡		転入	転出		
平成22年度 (2010年)	59	72	-13	293	367	-74	-87
平成23年度 (2011年)	69	76	-7	322	295	27	20
平成24年度 (2012年)	70	70	0	300	356	-56	-56
平成25年度 (2013年)	74	66	8	310	386	-76	-68
平成26年度 (2014年)	76	52	24	332	394	-62	-38
平成27年度 (2015年)	56	57	-1	277	261	16	15

資料：住民基本台帳各年度3月末現在

③年齢人口の推移

本町の年齢3区分別人口構成をみると、「年少人口（14歳以下）」は、減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向に推移しています。本町においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

年齢3区分別人口構成比

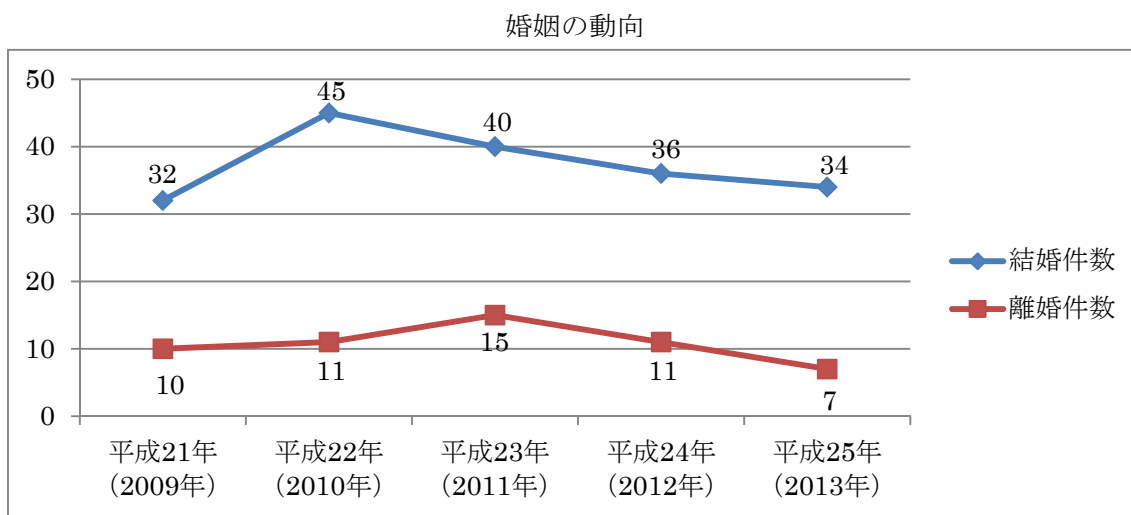


資料：国勢調査

※平成26年（2014年）は、住民基本台帳10月1日現在の数値

④婚姻件数等の推移

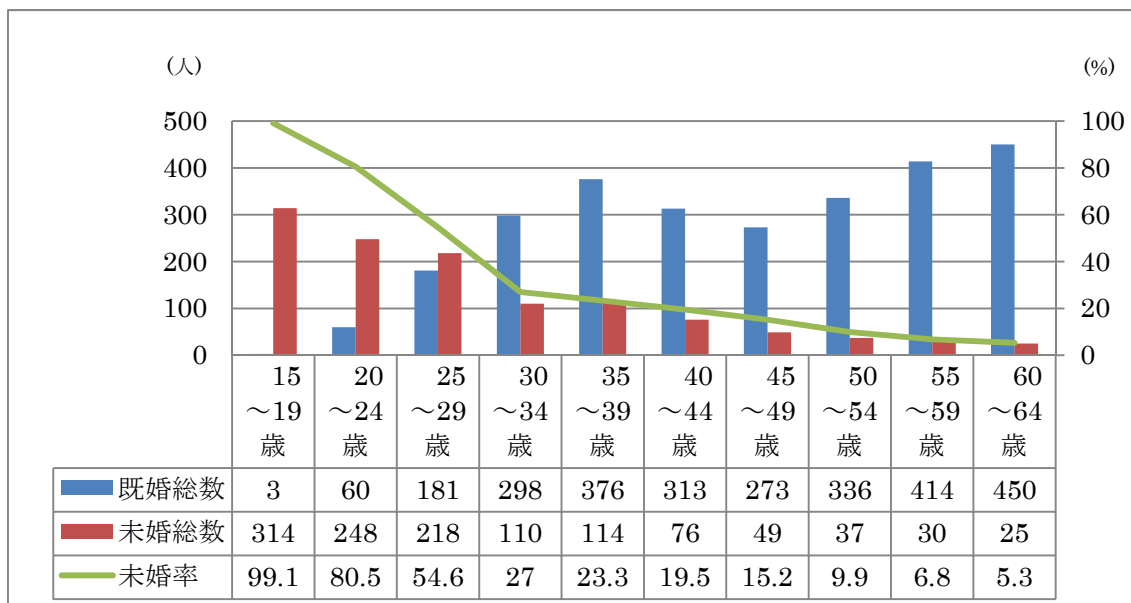
本町の結婚件数は、近年は年間おおむね 35～40 件前後で推移しています。離婚件数はおおむね 10 件あまりで推移しています。



資料：県健康福祉部「保健統計年報」

※日本人

年齢別未婚・既婚者数と未婚率



資料：平成 22 年（2005 年）国勢調査

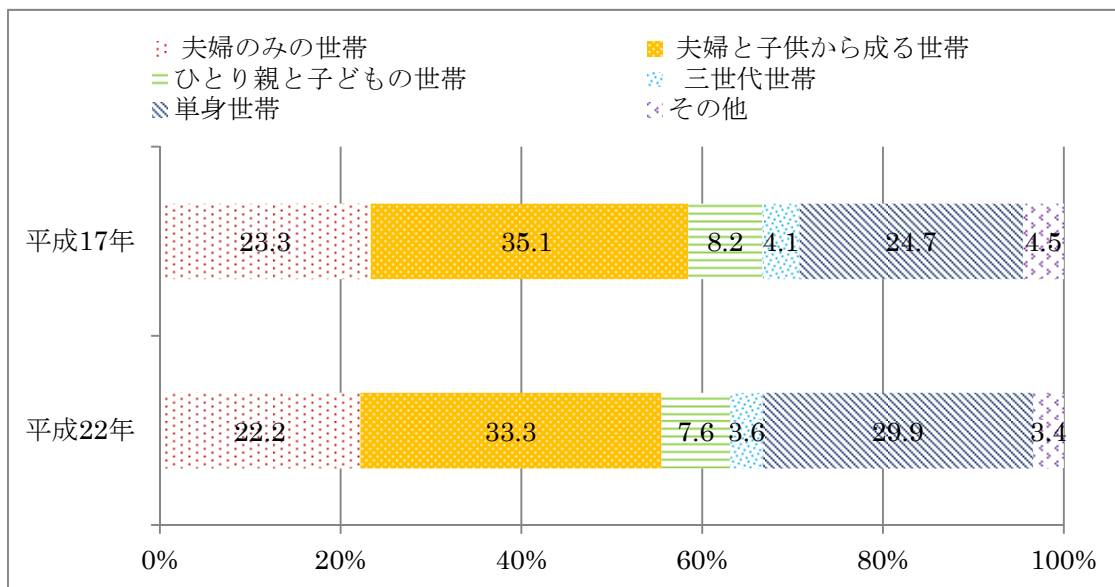
※離婚、死別は「既婚者」に含む

2. 家庭の労働状況

①世帯の状況

家族類型別割合の推移をみると、「単身世帯」のみ増加傾向にあるのに対し、他の家族類型においては減少傾向にあります。

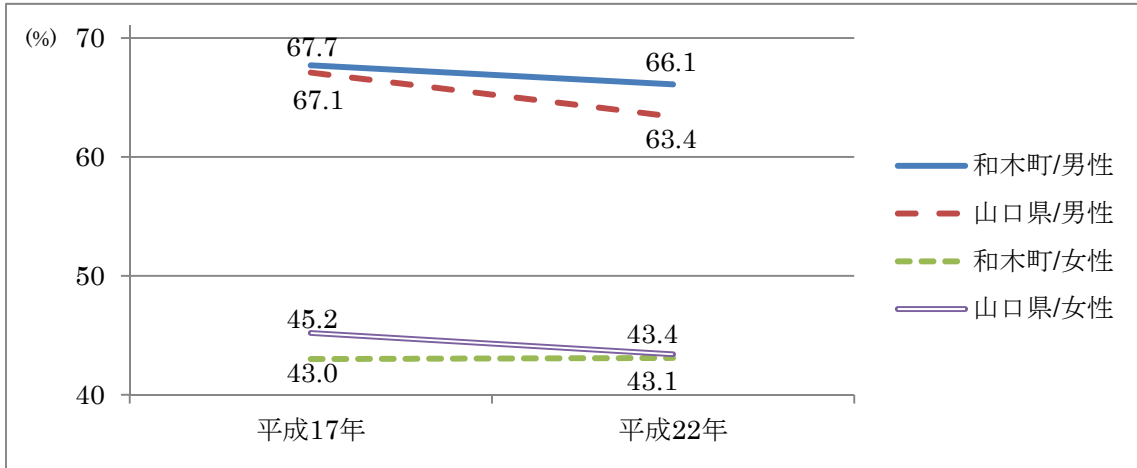
世帯の状況



資料：国勢調査

②就労状況

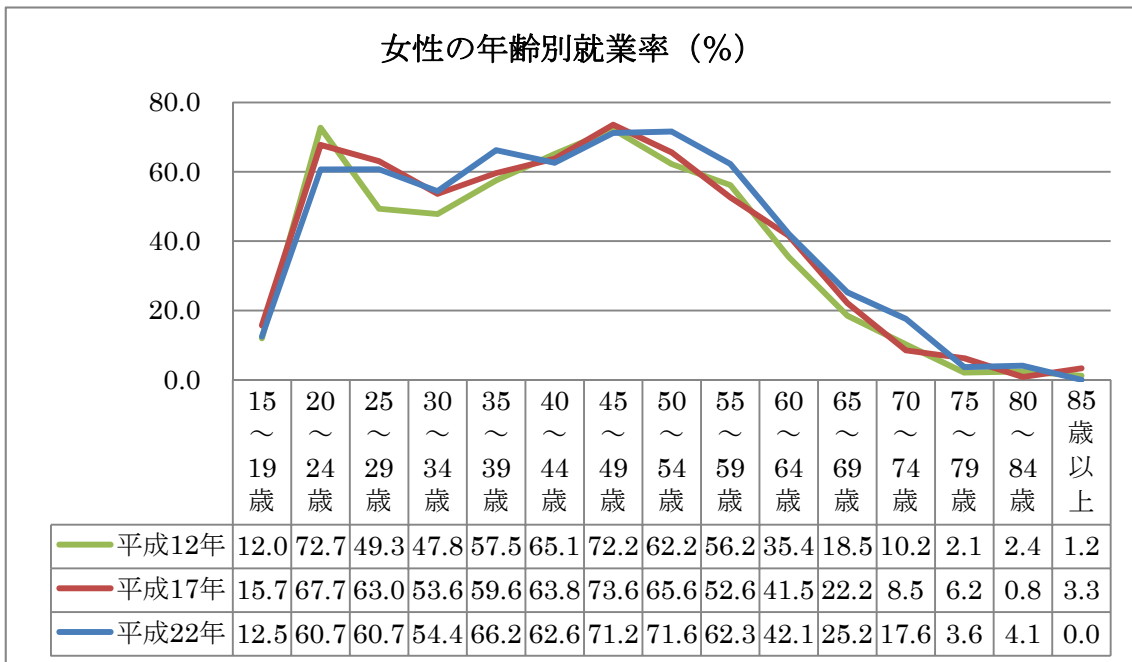
本町における就業率は、平成22年(2010年)国勢調査では、男性が66.1%、女性が43.1%で、女性の就業率は平成17年より微かながら増加しています。



国勢調査を基に作成

③女性の年齢別就業率

女性の就業率は、一般に学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描くといわれています。M字カーブの底にあたる30~34歳は、10年前に比べ6.6ポイント上昇し、54.4%となり、M字カーブの形に変化が出てきています。



国勢調査を基に作成

第4章 基本目標と計画の体系

基本目標

このたびの本計画においては、「男女がともに能力、個性を発揮できる地域社会づくり」、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」、「安心して生活できる社会づくり」、という三つの基本目標を掲げます。

①男女がともに能力、個性を発揮できる地域社会づくり

働き方の多様化が進み、男女ともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮することで社会づくりをすることが非常に重要です。

新たな発想が生まれ、様々な価値観が尊重される社会づくりのためには女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画の拡大が必要ですが、本町においては、女性の社会進出が進んでいるものの、いまだ十分とは言い難いものがあります。

また、本町の女性は、フルタイムで働いている方やパート・アルバイトなど家事の傍ら仕事をしている方など様々ですが、経済の低迷により男性にとっても女性にとっても雇用環境は厳しく、希望する職種に就くことが難しい状況にあります。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進、女性のチャレンジ支援により女性の活躍の場を広げるとともに、男女がともに仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実、地域活動への参画促進など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境の整備を推進します。

②男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野とともに参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず能力と個性を発揮できる社会であり、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかし、人々の意識の中に長い時間をかけて作られてきた「**固定的な性別役割分担意識***」は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っており、男女の地位についても多くの分野で「男性優遇」と感じる人が依然として多い状況です。

こうした状況は男女の生き方や社会における活動の選択の幅を狭めることにもつながるため、家庭、地域、職場、学校等あらゆる機会をとらえて男女共同参画についての認識を深めるための意識の改革を推進します。

③安心して生活できる社会づくり

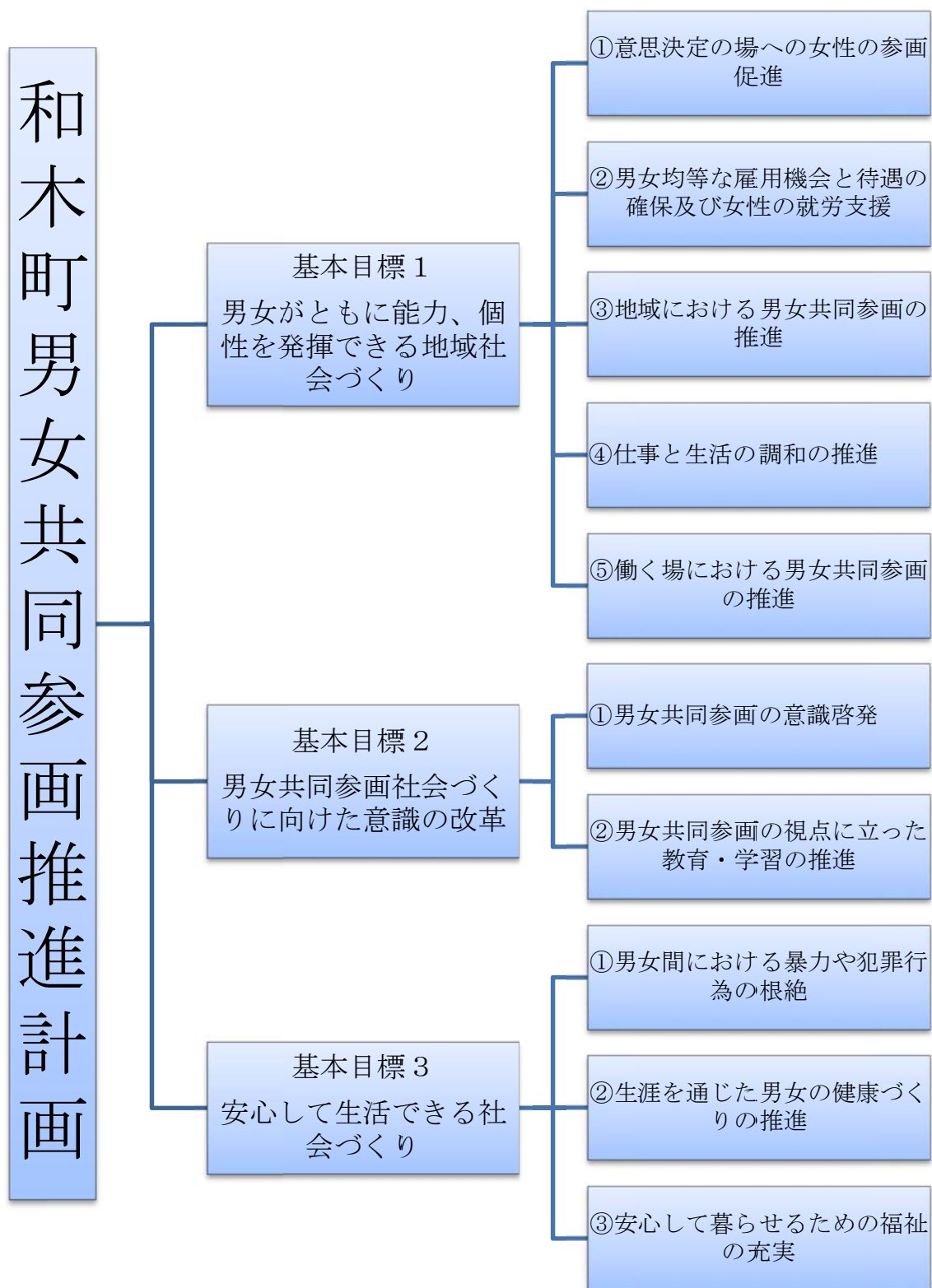
男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重されることが非常に重要です。

個人の人権に対する重大な人権侵害である暴力は、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等あらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を推進します。

また男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことが重要であることから、心身の健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

さらに、社会情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、高齢者、障がい者等全ての人が安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

本町では町域の利点を生かし、きめ細やかな環境整備のもとに、子育て支援や高齢者福祉等、住みやすい町づくりを推進しています。こうした状況を踏まえつつ、さらなる地域社会の活気を高めていくために、町民が協力し合い、性別や年齢に関係なく、互いに支え合いながらあらゆる分野への参画を促進します。



第5章 施策の展開

基本目標1 男女がともに能力、個性を発揮できる地域社会づくり

①意思決定の場への女性の参画促進

◇現状と課題◇

男女共同参画社会の実現において、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことが求められています。

本町では、平成27年（2015年）4月1日現在、地方自治法（第202条3）に基づく審議会等の女性の登用状況は25.8%で、5年前と比べて2.5ポイント増加しています。

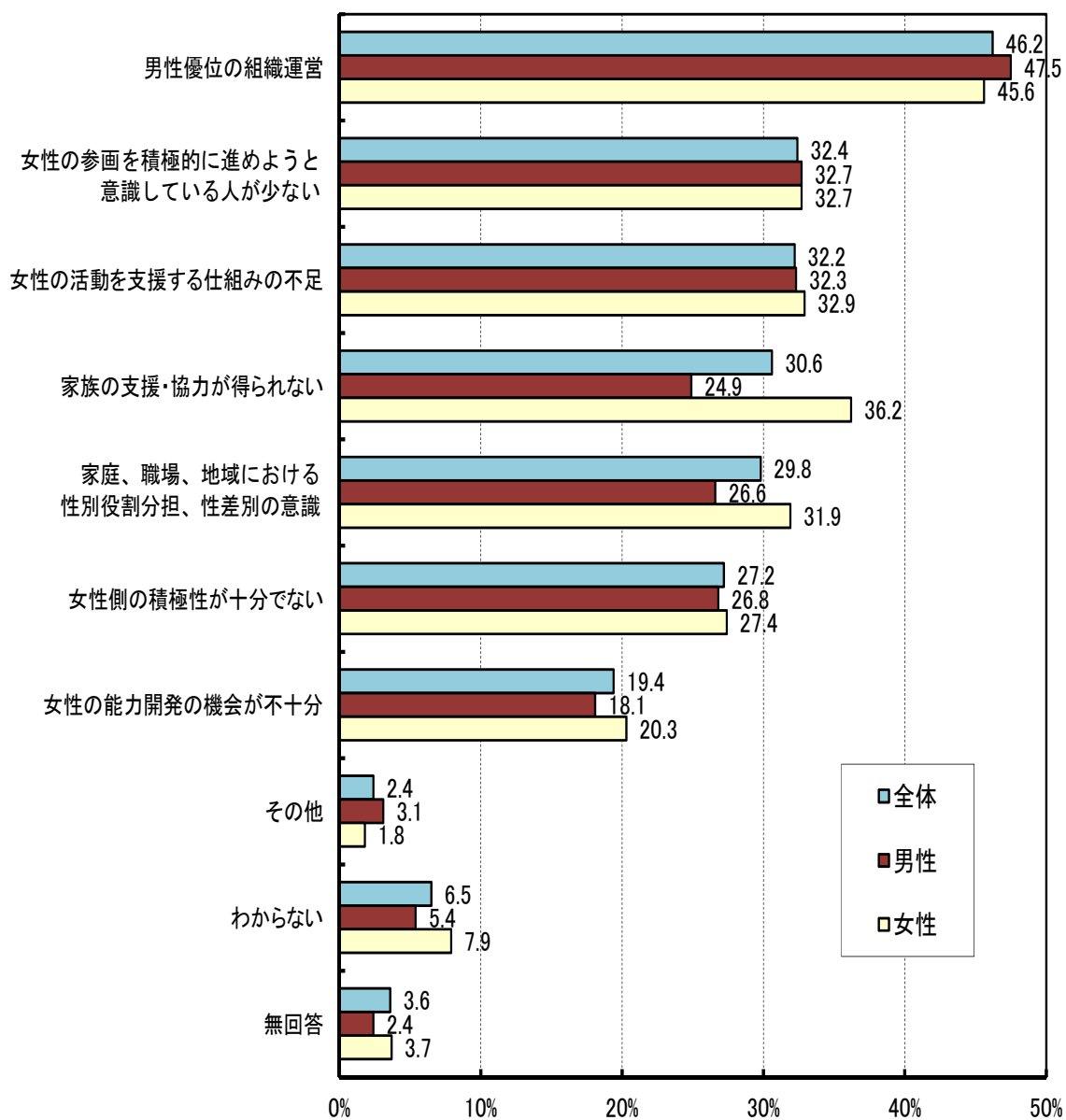
	平成22年	平成27年
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用比率（%）	23.3	25.8

人口減少や高齢化、国際化等の社会変化の中で、女性の社会参画にはさらに重要な役割が期待されており、政策・意思決定の場など女性の参画が依然として低い環境では、女性の能力が十分に発揮されない場合も考えられます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行により、本町における女性の活躍促進を行政、事業者、各種団体が一体となって取り組むことが必要です。

また、女性自身が意欲や能力を高めて社会で活躍できるよう、情報の収集・提供や学習機会の提供を行うとともに、女性の参画拡大の必要性について社会全体で理解してもらうよう取り組む必要があります。

意思決定の場に女性の参画が少ない理由（山口県）



資料：山口県平成26年度「男女共同参画に関する県民意識調査」

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
まちづくりへの住民の関心の喚起	女性や若者が町政やまちづくり等への関心を高められるよう、町民とのコミュニケーションの充実や講演会を実施すること等により、町政への町民参加の意識啓発を図ります。	企画総務課
審議会等への女性委員の登用促進	審議会等への女性委員比率向上を目標に、女性委員の登用促進を図ります。	企画総務課
女性職員の管理職等への登用促進	適切な人事評価等により、職員の能力や適正を重視し、男女職員が対等な構成員であることを基本としながら、女性の管理・監督者への登用促進を検討します。	企画総務課
事業所等におけるポジティブ・アクションの促進	企業の経営発展や地域の活性化のためには女性の登用や育成が必要であることの理解を促し、職域拡大や登用促進を推進します。	企画総務課

②男女均等な雇用機会と待遇の確保及び女性の就労支援

◇現状と課題◇

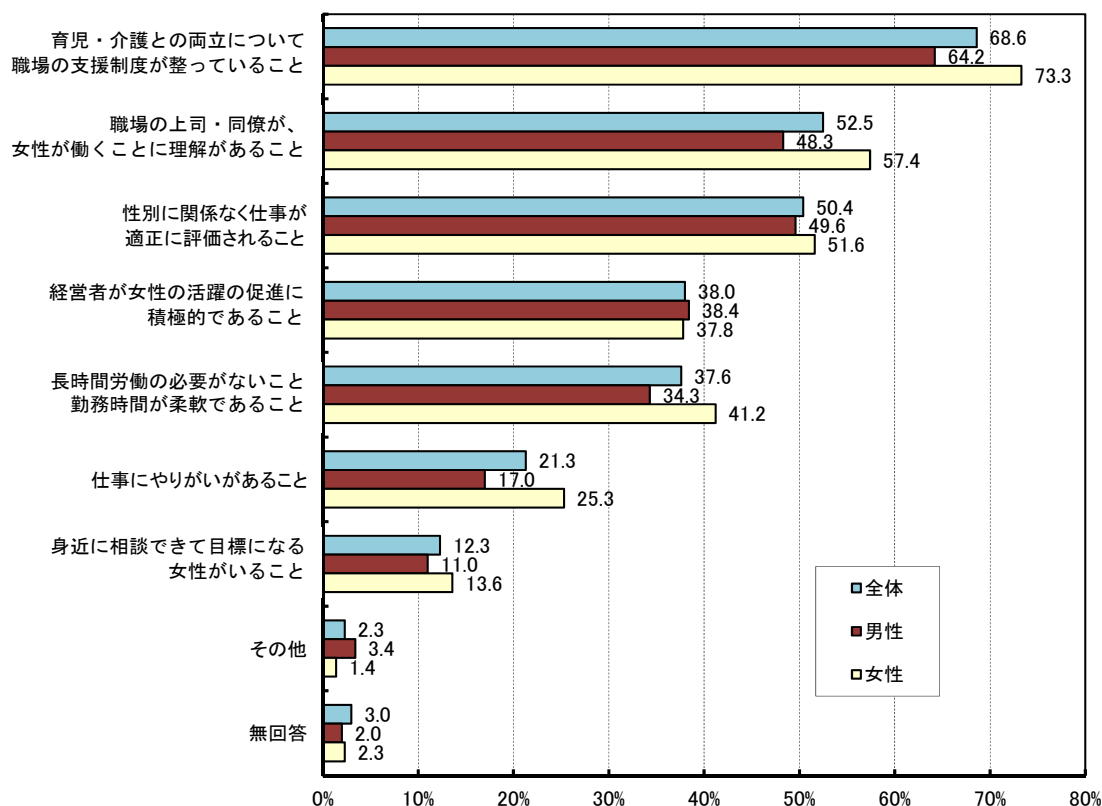
本町は、瀬戸内海石油コンビナートの一面として、工業の町としての色彩が強く、作業の現場では男性中心の就労環境にあるところも少なくありませんが、少子高齢化の進行にともない、若年就業者数が減少する中で、社会は女性の労働力をますます必要とするようになってきています。

また、女性の社会進出が進み、女性が能力を発揮できる環境は整いつつあるものの、出産や育児、また配偶者の転勤などで長期にわたって仕事を離れた場合には、再就職を希望しても、それまでの知識や技術、経験を活かせる就職先が見つからない、あるいは知識や技術が不足しているため就職が難しいといった状況がみられます。

しかし、雇用や賃金、仕事内容、教育・訓練等さまざまな面で男女格差は依然として存在しており、男性を中心とする雇用慣行により、出産や育児等で退職した女性の再就職、昇進や賃金等の面でいまだに差別が残っており、女性の就業は依然として厳しい状況にあります。

国においては、仕事と家庭、地域生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを推進しており、男女がともに仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等多様な生き方を選択することで、やりがいと充実感のある生活を送ることを支援することが求められます。

女性が活躍するために仕事・職場環境で必要なこと（山口県）



資料：第4次山口県男女共同参画基本計画

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
事業者への啓発	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等、労働に関する各種法律や、働く女性の地位向上のために、事業者に対し各種の周知・啓発をおこないます。	企画総務課
女性の就労支援	女性の職業能力開発のための機会を充実するとともに、雇用の場の充実のための事業所等に対する啓発活動や求人情報の収集に努めます。	企画総務課

③地域における男女共同参画の推進

◇現状と課題◇

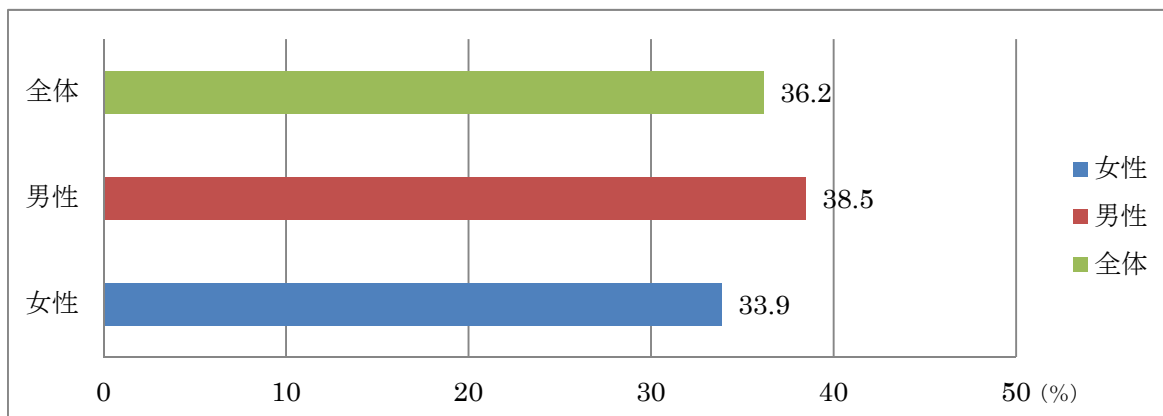
現在、多くの地域において急速で大幅な人口減少・少子高齢化が進んでいる中、地域社会が繋がりが合い、男女ともに安心して働き、子育てをできる環境が求められています。

福祉、防災・防犯、環境、まちづくりなど生活に身近な課題解決への活動の多くは、専

業主婦をはじめとした女性が担ってきました。しかし、地域活動についての方針決定の場には、もう一方の支え手である自営業や職を退いた男性が多くを占めており、若い世代の男性や女性の参画が十分に進んでいない現状があります。

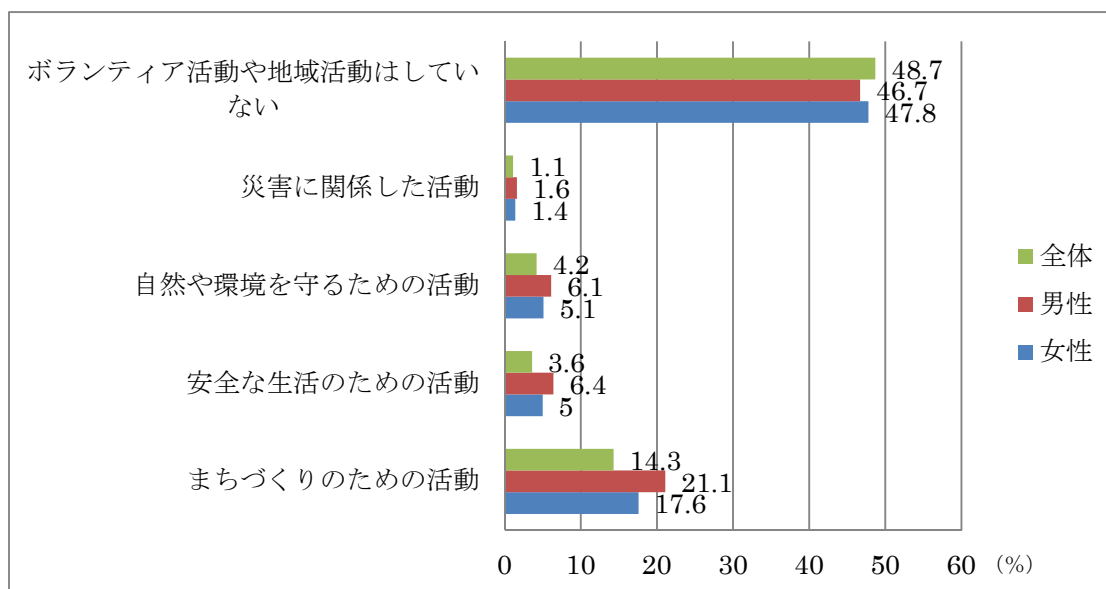
女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするために、意識啓発や方針決定の場への女性参画促進、企業への支援等の取り組みを推進する必要があります。

ボランティア活動・地域活動を行っている割合（山口県）



資料：平成 26 年度「健康づくりに関する県民意識調査」

1 年間で行ったボランティア活動や地域活動（山口県）



資料：平成 26 年度「健康づくりに関する県民意識調査」

※重み付けあり

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
地域・防災・環境 その他の分野へ の男女共同参画 の推進	幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行います。	企画総務課
農林水産業にお ける男女共同参 画の推進	持続可能な豊かで活力ある農山漁村の実現のため、主要な担い手である女性が、役割に見合う適正な評価を受け、能力を十分に発揮できるよう、研修機会の提供や就業環境の整備に取り組み、経営等への女性の参画を促進するとともに、女性起業家・起業グループの活動に対する支援を行います。	住民サービス課

④仕事と生活の調和の推進

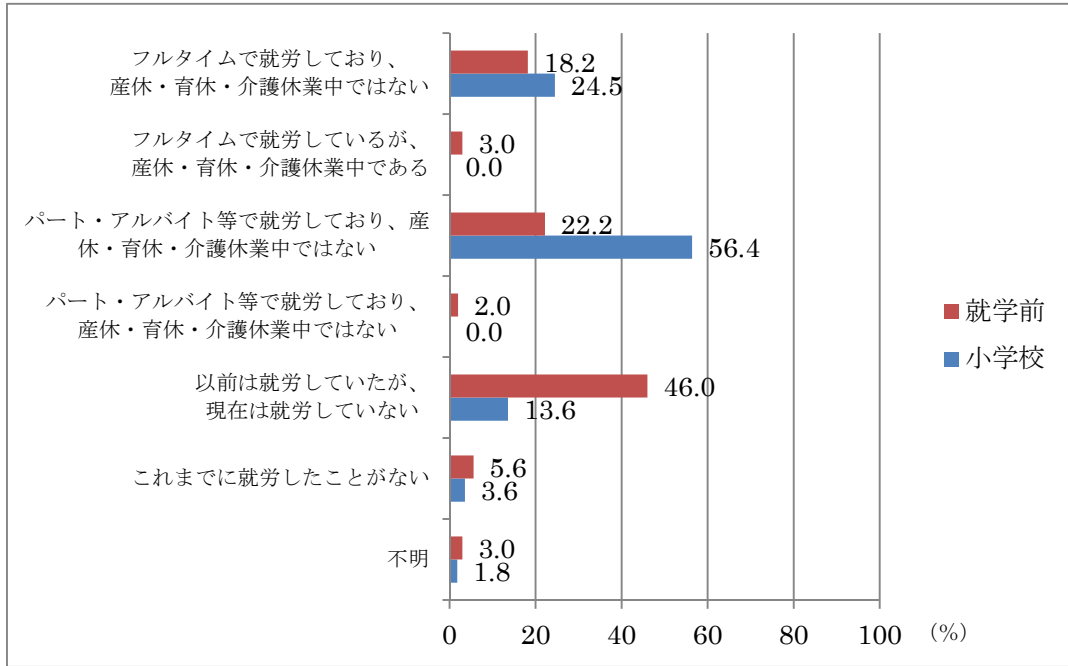
◇現状と課題◇

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、人々の健康を維持し自己実現を可能にするとともに、経済社会の持続的な発展や企業の活性化という点からも、非常に重要です。

しかし、女性の「M字カーブ問題」が未だ解消されておらず、子育てや介護などを理由に就業を希望しながら求職をしていない女性が多くいます。今後、地域社会・経済を活性化していくために、男性の家庭、地域活動への参画や女性の方針決定の場の拡大を促進していくことが、重大な意義を持ちます。

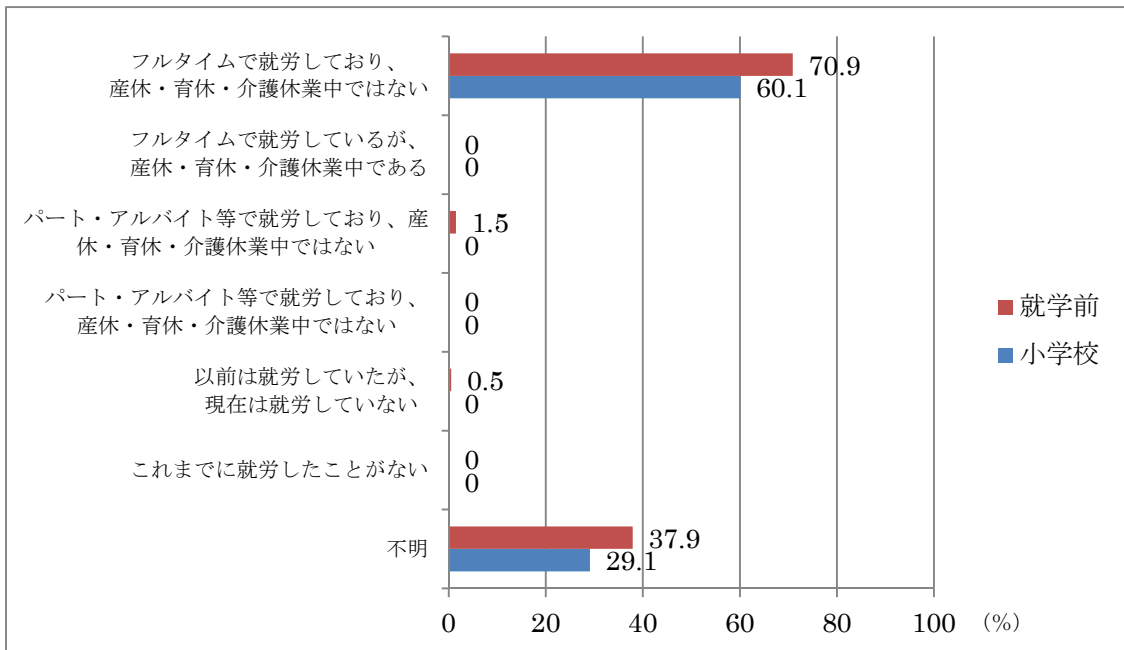
これらのことを実現させるために、行政、事業者、労働者と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを図る必要があります。

母親の就労状況



資料：和木町子ども・子育て支援事業計画

父親の就労状況



資料：和木町子ども・子育て支援事業計画

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発を行うとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着促進や働き方の見直しなど就業環境の整備を推進します。	企画総務課
多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立するため、安心して子育てや介護等ができるよう多様な保育ニーズへの対応、介護支援策の充実を図ります。	住民サービス課 保健福祉課
男性に対する男女共同参画の推進	男性の固定的役割分担意識の改革を行い、男性が家事や子育て・介護、地域活動に参画できるよう意識啓発や就業環境の整備を推進します。	企画総務課

⑤働く場における男女共同参画の推進

◇現状と課題◇

男女共同参画社会の実現にとって、働くことは自己実現につながるものであり、また、生活の経済的基盤となるもので、その環境を整備することが非常に重要であります。

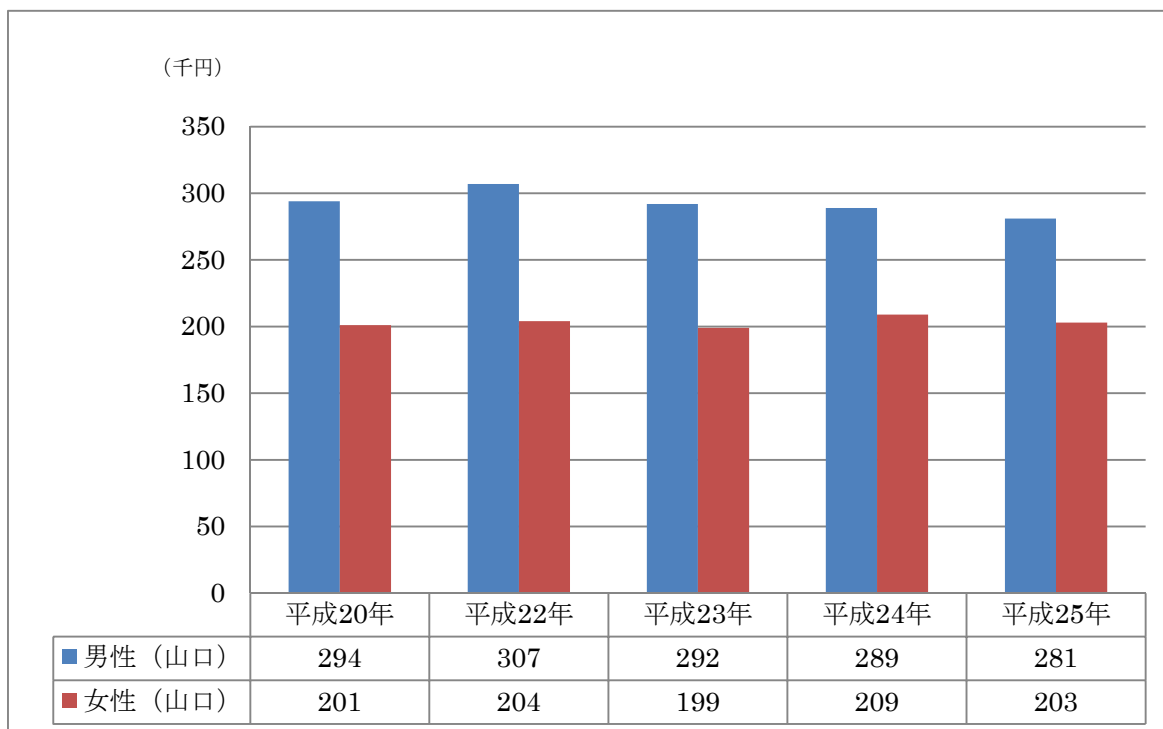
少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを目指していますが、出産・育児等を理由に離職する女性は依然多い状況で、和木町においては女性の労働力は20歳代前半及び、50歳代前半でそれぞれピークをむかえるM字型となっています。

また、社会経済情勢が変化する中、パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用が増加しています。女性就業者の約半数は非正規雇用であり、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、その多くは給与水準が低いことから男女間の賃金格差の一因になっているとの問題もあります。

性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント[※]、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（以下「マタニティハラスメント」という。）等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

以上を踏まえ、企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等が連携し、雇用等における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組をする必要があります。

男女雇用者の所定内給与、男女間格差の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

◇今後の施策◇

事業名	取組内容	担当課
働き続けるための環境整備	職場における男女平等や理解促進のための啓発活動を推進し、女性が結婚、妊娠しても働き続けられる環境整備に努めます。	企画総務課
相談体制の整備	労働条件や労働環境などに関する差別的扱いや、男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談、苦情等に対して、関係機関と連携して適切な対応に努めます。	企画総務課
起業環境の整備	新規起業家の掘り起こしや円滑な金融支等、意欲のある人が起業に結びつくよう、起業環境の整備・充実を図ります。 また、子育て等女性はその個性と能力を発揮して起業し、継続できるよう、女性のニーズ・課題に応じた起業支援の整備・充実を図ります。	企画総務課

基本目標 2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

①男女共同参画の意識啓発

◇現状と課題◇

男女共同参画社会の形成において、全ての人権を尊重することは非常に大切なことです。男女間においては、男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進むと同時に、女性の社会進出や男性の家事参画等も広がりつつあり、男女平等や女性の地位向上に対する意識は高まってきています。

しかし、未だに「固定的な性別役割分担意識」が残っており、生活習慣等を通じて無意識に継承され、男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっています。

男女共同参画の視点に立ち、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で参画できるよう、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を推進する必要があります。

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
男女共同参画の啓発の推進	広報「わき」やホームページを通じ、男女共同参画に関する取り組み、関連する情報や資料を広く収集・整理・提供することにより、幅広く男女共同参画意識の向上を図ります。	企画総務課 保健福祉課
人権施策の推進	全ての人々の人権が尊重された社会の実現をめざすため、その理念について正しく理解し、日常生活において、人権への配慮がその態度や行動に現れるようにするため、各種の啓発事業を行い、町民の人権尊重の意識を高めます。	保健福祉課

②男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

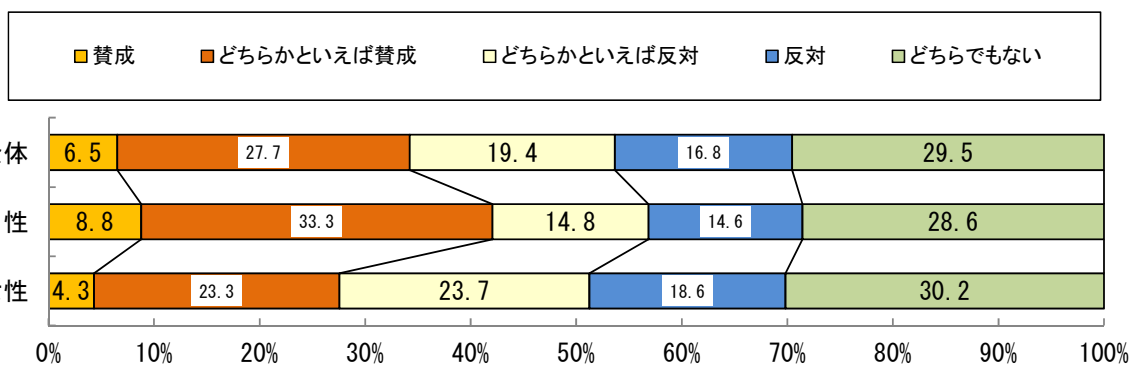
◇現状と課題◇

男女間の固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて人々の意識の中に植え付けられ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっています。

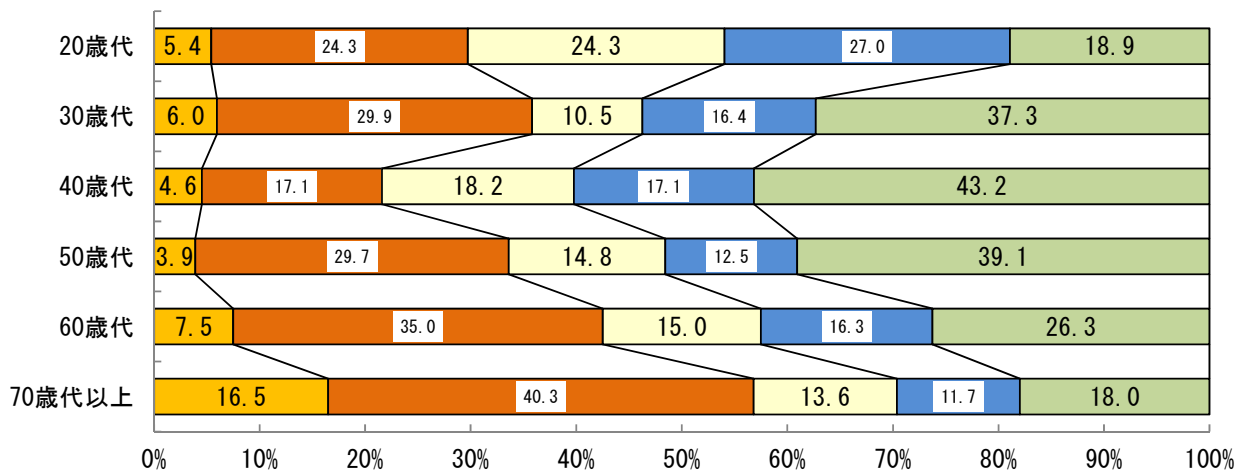
この意識に基づいた男女不平等な慣習、慣行のために、女性の家事・育児・介護等の負担が増し、社会参加や経済的自立が阻まれることも多く、男性も仕事中心の現状が、家庭生活や地域活動への参加を難しくするなどの実情がうかがえます。

固定的な性別分担意識の改革や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するために、生活や社会の良き伝統は継承しつつ、学校、家庭、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を実現させていく必要があります。

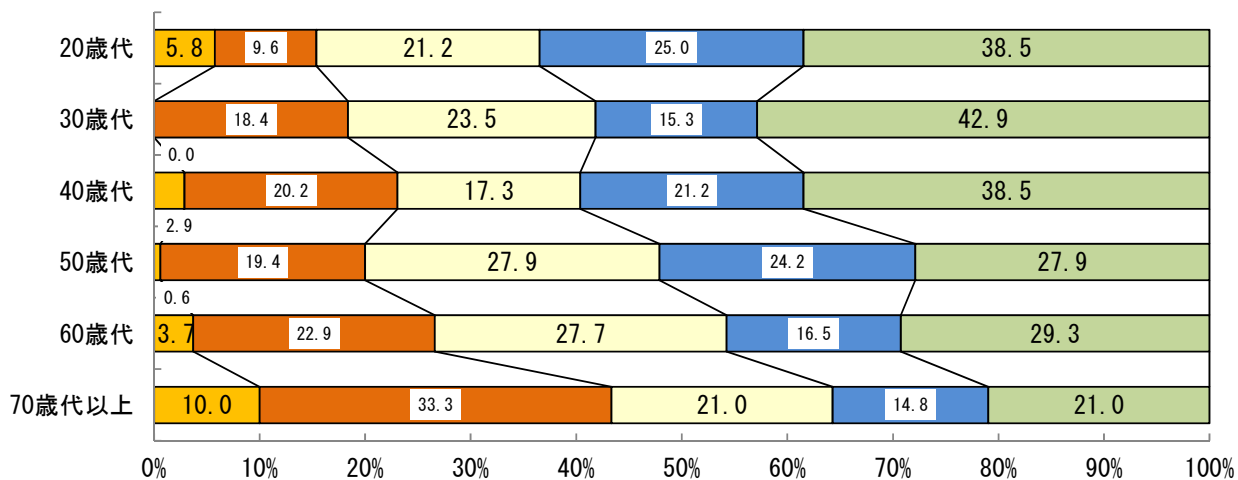
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



年代別（男性）



年代別（女性）



資料：第4次山口県男女共同参画基本計画

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
幼少期における教育の推進	男女共同参画意識や人権意識は、幼少期からの教育が重要であるため、幼稚園や小中学校における人権教育の推進を図り、子どもが人権について考え、学ぶ機会を充実し、人権意識の高揚に努めます。	教育委員会
児童生徒の学習	小中学校の学習の中で「男女平等について」「家庭生活の大切さ」をテーマに取り組みます。	教育委員会
家庭における教育の推進	家事・育児・介護等を性別に関係なく分担し協力する意識の醸成を図るため、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。 料理や育児、介護等の各種講座への男性の参加を促進するとともに、男性が参加しやすい日程や講座内容の工夫に努めます。	教育委員会 保健相談センター
女性のエンパワーメントのための講演会、講座への参加、後援	男女共同参画フォーラムへの参加、後援をはじめ、男女の固定的な役割分担意識を改め、男女の違いや相互理解が深められるような講演会・学習会を支援します。	教育委員会

基本目標3 安心して生活できる社会づくり

①男女間における暴力や犯罪行為の根絶

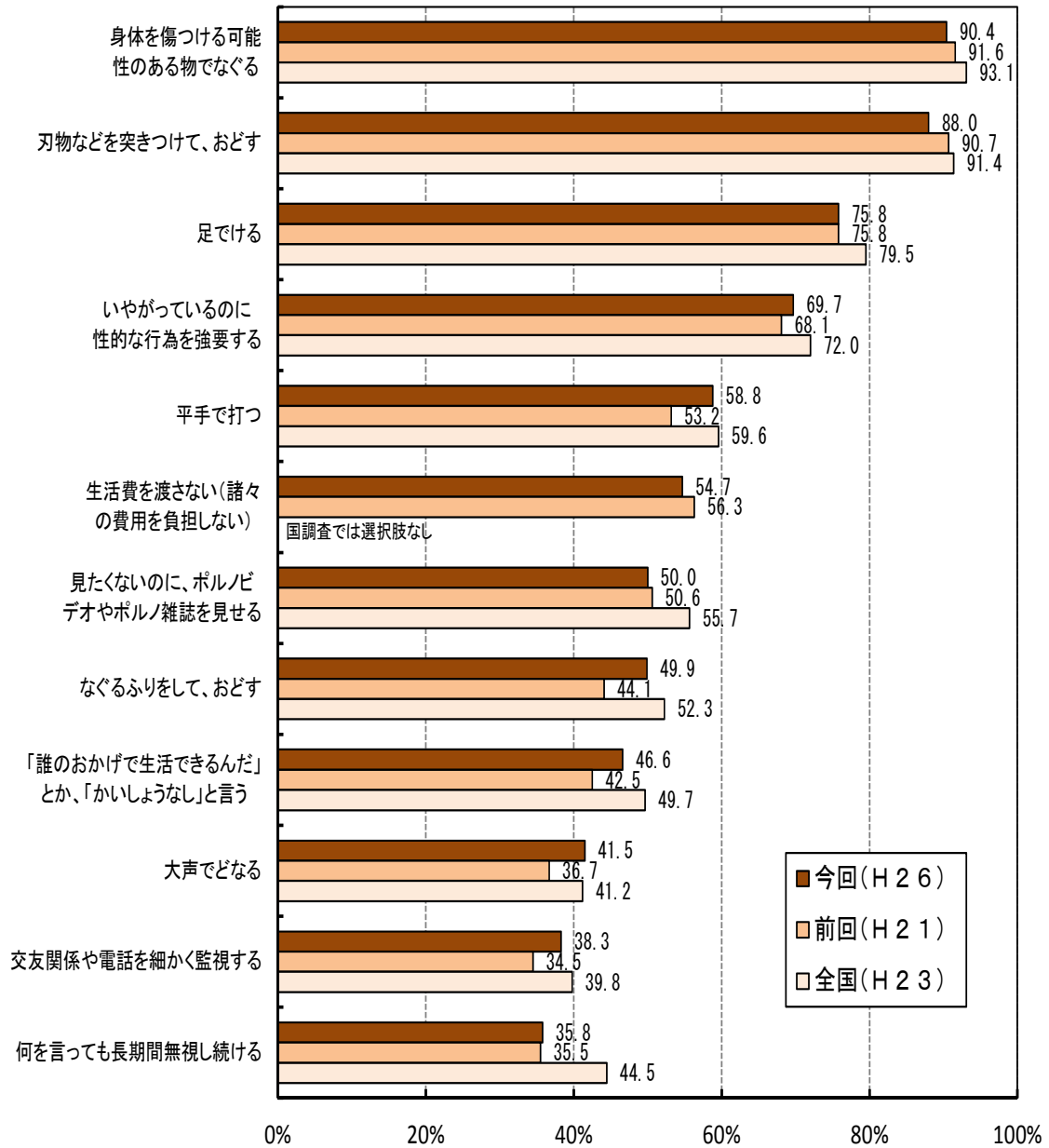
◇現状と課題◇

ドメスティック・バイオレンス（DV）*や性犯罪、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、近年ではソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）*など、インターネットを利用した交際相手からの性犯罪が問題となっており、新たな形の暴力に対して若年層に向けた予防・啓発を推進する必要があります。

身体的のみならず言葉や経済的な圧迫による精神的暴力など、暴力の内容はさまざまであり、家庭内や個人間で問題が生じることから、被害が潜在化してしまうおそれもあります。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力には社会背景や構造的な問題を含んでいることを意識啓発や広報活動で周知していき、被害者が相談しやすい環境を関係機関・団体との協力で整備していく必要があります。

暴力と認識される行為



資料：山口県平成26年度「男女間における暴力に関する調査」

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
暴力防止のための啓発活動	暴力被害者の救済措置に関する情報の提供を図るとともに、暴力を許さない社会づくりのための啓発に努めます。	企画総務課 保健福祉課
DV被害の相談体制の充実	健康相談及び保健指導などでの家庭内等における暴力被害の把握を努め、早期発見と関係機関との連携による迅速な対応に努めます。	企画総務課 保健福祉課
被害者の保護と問題解決のための支援	警察や医療機関等の関係機関と連携を図り、暴力からの被害者に対する緊急保護と問題解決の支援に取り組めます。	企画総務課 保健相談センター
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動及び相談・救済体制の充実	セクシュアル・ハラスメントの防止のために、幅広く広報活動に努めるとともに、関係機関と連携をとりながら相談に対応し、救済活動を支援します。	企画総務課 保健福祉課

②生涯を通じた男女の健康づくりの推進

◇現状と課題◇

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成に当たって、基本的なことと言えます。

特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）」の視点から、女性自身が身体と性の健康について正しい知識を持つとともに、男女が互いの性を尊重しなければなりません。

また、男女がその健康状態や性差に応じた自己管理を行うことができるよう、生涯を通じた健康の保持増進を推進するとともに、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、支援の充実を図る必要があります。

◇今後の取組◇

事業名	取組内容	担当課
妊娠・出産・子育てに関する学習機会の提供	子育て中の人やこれから親になる人、親を取り巻く周囲の人たちに対し、子育ての基本を学習する機会を提供します。また、学習機会の場が子育て仲間と交流できる場、話を聞いてもらえる心の安らぎの場となるよう、その充実を図ります。	保健相談センター
妊婦一般健康診断	保健相談センターで妊娠届を受理し、母子手帳とともに妊婦健康診断受診票を交付し、妊娠・出産に支障を及ぼす疾病の早期発見、適切な援助を行います。また、妊娠7ヶ月目に受診促進リーフレットを送付します。	保健相談センター
妊婦さんのつどい	妊娠中の保健・栄養、出産・育児・ブックスタート、家族の妊婦体験等を学習内容として、配偶者や祖父母も受講できる妊婦教室を開催します。体験学習を通じた子育ての仲間づくりの場として、利用の促進に努めます。	保健相談センター
相談支援の充実	妊娠・出産はもちろん、育児・子育てについて母親が一人で悩みを抱え込んでいる状況が多いことから、親の不安や心配・悩みを軽減し、精神的にも安定した状態で、ゆとりと責任をもって子育てできるよう、気軽に相談できる窓口の充実を図ります。	保健相談センター

乳児全戸訪問行事	産後1ヶ月半～2ヶ月半児がいる対象家庭を訪問し、産後の健康状態を確認して育児不安等の相談に応じ、今後の相談先として育児相談や子育て支援センターを紹介します。また、体重測定の実施と発育発達を確認し必要な助言を行い、乳児健診及び予防接種について説明し受診票を交付します。	保健相談センター
赤ちゃんのつどい	乳児と保護者（父親も含む）が集まり、ベビーマッサージ・ベビービクス、産婦のアフタービクス（産後エアロビクス）、離乳食づくりなど体験学習できる教室を開催します。体験学習を通じて子育ての仲間づくりの場にもなっています。	保健相談センター
男性の料理教室	男性の自立した生活や、家事に対する理解を深めるため、食生活改善推進協議会に委託して男性料理教室を開催します。	保健相談センター
食育の推進	乳幼児期から、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、食育推進計画を策定し、食に関する十分な学習機会の提供に努めます。	保健相談センター
子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業	妊娠や出産、女性ホルモンの調節など大切な機能を有する子宮について、がん予防に役立つワクチンを10代前半の女子に接種する費用を全額補助します（積極的干渉を行っていません）。	保健相談センター
一般不妊治療助成事業	子どもを産みたいと望み、治療を受けている夫婦の経済負担を軽減するため、不妊治療の一部を補助します。	保健相談センター
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発推進	学校で行われている思春期保健教育との連携により、性と生殖を含む健康に関する自己決定を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に関する周知啓発を行います。児童生徒を通じて保護者にも啓発を行います。 更年期特有の健康問題への理解を深め、健康づくり活動への参加を促進します。	保健相談センター
心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進	エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図ります。	保健相談センター

③安心して暮らせるための福祉の充実

男女共同参画社会の形成において、全ての男女が、その意欲や能力に応じて、誰もが生き生きと安心して暮らせる社会づくりを行うことが非常に重要です。

単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変化、非正規労働者の増加等による雇用環境の変化、経済のグローバル化の進展などにより、高齢者、障がい者やひとり親家庭は貧困など生活上の困難を抱えやすくなっています。

特に、女性は非正規労働者の割合が多く、賃金等の男女格差や職場での各種ハラスメントの被害など、男性に比べて困難な状況に陥りやすい状況です。

また、本町の高齢化は全国平均と同程度で進行していますが、高齢者が長年培ってきた知識・技能などを積極的に活用し、社会を支える重要な一員として社会参画を進める必要があります。

年齢や障害、性別にかかわらず、すべての人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、いきいきと暮らせる社会の実現に向けて、生活や就業について支援する必要があります。

事業名	取組内容	担当課
介護保険サービスや地域支援事業等の推進	介護や支援を必要とする人が、住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや地域支援事業など、高齢者福祉施策を推進します。	保健福祉課
障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の推進	障がいのある人が地域の中で暮らし、社会参加や就労など一人ひとりの自己実現を支援できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業など、障がい福祉施策を推進します。	保健福祉課
相談体制の充実	高齢者や障がいのある人が地域の中で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターや関係機関、相談事業所等との連携を図り、適切なサービスや制度・事業につなげる支援をします。	保健福祉課
地域福祉の推進	福祉意識の高揚や地域ぐるみの福祉の推進によって、福祉の環境づくりを行うとともに、福祉関係団体や福祉の担い手を育成、総合福祉会館や地域集会所を活用した推進体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に努めます。	保健福祉課

介護家族の支援	男女が共に介護や看護の知識、技術等を習得できる講座や教室について、身近な地域での開催に努めます。	保健福祉課
---------	--	-------

資料編

1. 用語の説明

	用語	解説	掲載 ページ
か行	固定的な性別 役割分担意識	・「男は仕事、女は家庭」と、性を根拠としてその役割や責任を固定化してしまう考え方や意識のことです。	10P
さ行	次世代育成支 援対策推進法	・次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために平成17年に策定され、平成26年に改定されました。	3P
	女性の職業生 活における活 躍の推進に関 する法律	・自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に制定されました。(平成27年(2015年)施行)。	1P
	ストーカー行 為	・一般的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃、被害を与える行為をすることです。	3P
	ストーカー行 為等の規制等 に関する法律	・ストーカー行為等を処罰する等、ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的に策定され、平成25年の改正では、拒否しているにもかかわらず電子メールを送信する行為等が追加されました。	3P

	用語	解説	掲載 ページ
さ行	セクシュアル・ハラスメント	・身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等、さまざまな態様のものが含まれます。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりするものをいいます。	20P
	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	・知人との円滑なコミュニケーションの助成や人間関係の構築等を目的とした、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービスのことです。	25P
た行	第5次和木町総合計画	・基本構想に基づき、目標年度である平成32年までに本町が推進しようとする諸施策及び整備事業を体系的に明らかにするものです。（平成28年（2016年）施行）。	1P
	男女共同参画社会基本法	・少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して策定されました。（平成11年（1999年）施行）。	1P
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	・一般的には、夫婦や恋人等親密な関係にある、またはあった男女間における暴力行為という意味で使われます。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限等の心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。	25P

	用語	解説	掲載 ページ
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成13年（2001年）に施行され、平成26年（2014年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。 	3P
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<ul style="list-style-type: none"> 性と生殖に関する健康と権利という意味で、個人、特に女性の健康を保障する考え方であり、重要な人権の一つとして認識されています。いつ何人子どもを産むかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。 	28P

2. 関係法令

男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい

う。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を

有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同

参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関

する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただ

し、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居

している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る

ための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 省略

